

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	資料の提出に関する制度の整備								
担当部局	総務省情報流通行政局放送政策課	電話番号:03-5253-5381	e-mail:housou-hourei@soumu.go.jp						
評価実施時期	令和3年7月								
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 放送法は、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対して外資規制(国籍規制・役員規制・出資規制)を設けている。総務大臣は、これらの者が当該規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならない。しかしながら、現行制度では、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の外資比率・役員の国籍を必要に応じて、把握・検証するための総務大臣の権限が定められておらず、総務大臣は、現行制度のみでは、当該規制への適合状況を十分に把握することができないことから、認定の取消の実効性が確保されていない状況にある。 以上のような現状をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 上記のとおり。</p> <p>【規制の内容】 総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項として次に掲げる事項を定めることとする。(※) ①日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体(認定基幹放送事業者の場合のみ)がその特定役員(注1)でないことの確認に関する事項 ②外国法人等(注2)がその議決権に占める割合に関する事項 (注1) 法人又は団体の業務の執行に対し同程度の影響力を有する者として総務省令で定める者 (注2) 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社の場合は外国法人等の出資を受ける日本法人を含む。</p> <p>※上記のほか、基幹放送事業者・認定放送持株会社の認定・免許の申請に当たって提出する申請書・添付書類について、外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証可能な様式になっていないことから、省令を改正し、申請書・添付書類の様式を変更することを予定している。</p>								
規制の費用	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(遵守費用)</td> <td>総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外資規制に適合しているか確認するために必要に応じて資料の提出を求めた場合には、これらの者に当該資料の提出に係る負担が生じることとなる。一方、これらの者については、現行制度上、外資規制に適合していることが認定の要件とされ、不適合となった場合には、認定取消しとなることが定められており、当該規制への適合状況を確認していることから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出資料への記入等の限定的なものであると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>総務大臣は、現行制度においても、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社が外資規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならないのであり、本改正は、これらの者に対し、当該規制への適合状況について、資料の提出を求めることができることにより、その取消しの判断材料を補うものに過ぎないが、資料の提出を求める頻度等の制度の運用次第では、担当部署の設置を含め、追加費用が発生することも想定される。</td> </tr> </table>			(遵守費用)	総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外資規制に適合しているか確認するために必要に応じて資料の提出を求めた場合には、これらの者に当該資料の提出に係る負担が生じることとなる。一方、これらの者については、現行制度上、外資規制に適合していることが認定の要件とされ、不適合となった場合には、認定取消しとなることが定められており、当該規制への適合状況を確認していることから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出資料への記入等の限定的なものであると考えられる。	(行政費用)	総務大臣は、現行制度においても、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社が外資規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならないのであり、本改正は、これらの者に対し、当該規制への適合状況について、資料の提出を求めることができることにより、その取消しの判断材料を補うものに過ぎないが、資料の提出を求める頻度等の制度の運用次第では、担当部署の設置を含め、追加費用が発生することも想定される。		
(遵守費用)	総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、外資規制に適合しているか確認するために必要に応じて資料の提出を求めた場合には、これらの者に当該資料の提出に係る負担が生じることとなる。一方、これらの者については、現行制度上、外資規制に適合していることが認定の要件とされ、不適合となった場合には、認定取消しとなることが定められており、当該規制への適合状況を確認していることから、本規制の導入によって追加的に発生する作業は、提出資料への記入等の限定的なものであると考えられる。								
(行政費用)	総務大臣は、現行制度においても、認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社が外資規制に適合しないこととなったときは、その認定を取り消さなければならないのであり、本改正は、これらの者に対し、当該規制への適合状況について、資料の提出を求めることができることにより、その取消しの判断材料を補うものに過ぎないが、資料の提出を求める頻度等の制度の運用次第では、担当部署の設置を含め、追加費用が発生することも想定される。								
規制の効果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">(便益)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(直接的効果(便益))</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(副次的・波及的な影響)</td> <td>該当なし。</td> </tr> </table>			(便益)		(直接的効果(便益))	—	(副次的・波及的な影響)	該当なし。
(便益)									
(直接的効果(便益))	—								
(副次的・波及的な影響)	該当なし。								
費用と効果(便益)の関係	—								
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社の関係者に対し、本規制に係る実務負担の議論を実施した。</p>								
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 本改正について施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 総務大臣が資料の提出を求めた実績及び認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社からの制度の見直しの要望の有無等を確認することとする。その機会等を通じて要望等があった場合は、外資規制への適合状況を確認するための作業に要した人数や時間等をヒアリングし、予見することのできなかった費用の発生又は間接的な影響の有無を把握する。</p>								

備考	
----	--